

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

令和7年9月9日

東京地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第6条第1項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

- 1 犯罪被害財産支給手続番号 東京地方検察庁 令和7年第15号
- 2 犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日 令和7年9月9日
- 3 支給対象犯罪行為の範囲
 - (1) 支給対象犯罪行為が行われた期間
令和3年11月頃から令和6年2月頃までの間
 - (2) 支給対象犯罪行為の内容
首謀者の被告人は、回収役及び換金役と共謀の上、アマゾンジャパン合同会社から交換品の名目で商品をだまし取っていたものであるが、同商品を買取業者に売却して得た財産の取得を偽装しようと考え、同社からだまし取った商品を売却して現金化し、共犯者名義の普通預金口座に振込入金させた上、被告人が管理する他人名義の普通預金口座に振込入金させ、もって犯罪収益等の取得につき事実を偽装した行為。
- 4 対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項
 - (1) 他人名義の銀行口座及びその口座から引き落とされるデビットカードを不正に入手し、そのアカウントを使用して、アマゾンジャパン合同会社の運営する通信販売サイトにアクセスし、デビットカードで商品を注文する。
 - (2) 上記商品の発送を確認後、その商品受領前に商品に対するクレームを同社カスタマーセンターに申し入れ、同社から直ちに交換品を送付させた上、商品の料金の支払いを免れ、注文した商品及び交換品の双方を受領して、交換品をだまし取る。
 - (3) 注文した商品及び交換品を買取業者に売却する。
- 5 開始決定の時ににおける給付資金の額 金210万23円
- 6 支給申請期間 令和7年9月9日から令和7年10月10日までの間
- 7 犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項
 - (1) 裁判所名 東京地方裁判所
 - (2) 裁判年月日 令和6年11月28日（同7年1月16日確定）
 - (3) 被告人氏名 畑 中 佑 斗
 - (4) 没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

(事実の要旨)

回収役及び換金役と共謀の上、令和5年6月13日から同年11月20日までの間、6回にわたり、アマゾンジャパン合同会社から交換品の名目で商品をだまし取っていたものであるが、同商品を買取業者に売却して得た財産の取得を偽装しようと考え、同年7月3日から同年11月9日までの間、4回にわたり、同社からだまし取った商品を売却して共犯者名義の普通預金口座に振込入金させた上、被告人が管理する他人名義の普通預金口座に振込入金させ、もって犯罪収益等の取得につき事実を偽装した。

(罪 名) 詐欺、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反

8 この公告に関する問合せ先（申請書の持参又は郵送による提出先）

〒100-8903 東京都千代田区霞が関1-1-1

東京地方検察庁総務部犯罪被害財産支給手続担当

電話番号 03-3592-5611（代表）内線3350、4392

- 上記3の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に、東京地方検察庁検事正に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記8のとおり）。
- 当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査の申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国（代表者は法務大臣となります。）を被告として、東京地方裁判所に提起しなければなりません。